

# 宿泊約款

## 第1条 本約款の適用

1. 湯楽庵（以下「当館」という。）が当館に宿泊する顧客（以下「宿泊客」という。）との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約（第10条に定める利用規約に基づく契約を含みます。以下同じ。）は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で、宿泊客と合意の上で特約を定めることができます。

## 第2条 宿泊契約の申し込み

1. 当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申し込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の確認を求めることがあります。
  - (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、国籍及び職業。
  - (2) 宿泊日および到着予定時間。
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1：宿泊料金等の内訳の基本宿泊料による）
  - (4) その他当館が必要と認めた事項。
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 第3条 宿泊契約の成立

1. 宿泊契約は、当館が宿泊予約の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間とする。）の基本宿泊料を限度として当館が定める予約金を、当館が定める日までにお支払いいただけます。予約金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当するものとし、この約款に基づき予約金を返還することになる場合であっても、違約金または賠償金が発生する場合は、これらと相殺させていただきます。
3. 第2項の予約金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、予約金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条 予約金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の予約金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の予約金の支払いを求めなかった場合及び当該予約金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 第5条 宿泊契約締結の拒否

当館は次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次に該当すると認められるとき。
  - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき又はそのおそれがあると当館が判断したとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明かに認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し特別の負担を要求したとき。
- (8) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊されることができないとき。
- (9) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。
- (10) 上記の他、当館が宿泊の引受けが相当でないとして認めるとき。

## 第6条 宿泊者の宿泊契約解除権

1. 宿泊客は、当館に申し出て、当館の同意のもと宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊予約の申し込みをお引き受けしたのちに、この予約を申込者により解除された場合には、「別表第2：違約金申し受け規定」に従い違約金を申し受けます。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時間を明告されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
4. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊客の責に帰さない理由にもよるものであることを証明した時は、第2項の違約金は戴きません。

## 第7条 当館の宿泊契約解除権

1. 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
  - (1) 第2条第1項の事項の確認を求めた場合において、期限までにそれらの事項が確認されないとき。
  - (2) 第3条第2項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

- (3) 第5条第3号から第10号までに該当することになったとき。
  - (4) 前各号に定めるほか、宿泊客が、宿泊契約及びこれに関連する契約に違反したとき。
2. 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還（但し、当該解除が宿泊客の故意又は過失に基づく場合には、これによって当館に生じた損害と相殺させていただきます。）します。

## 第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日当館へ到着したときに次の事項を当館に登録してください。
  - (1) 第2条第1項各号に定める事項
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当館が必要と認めた事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、当館が認めた旅行小切手、クーポン券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時00分から午前11時00分までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、当館が定める規定の追加料金を申し受けます。
  - ・露天風呂付き客室の場合  
一室/ 10,000円（税別）（1時間につき）

## 第10条 利用規則の遵守

宿泊客は、当館内において、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

1. 火災予防上お守りいただきたい事項
  - イ. 火災の原因となりやすい場所での喫煙（寝タバコ、館内所定の喫煙場所以外での喫煙）はおやめください。
  - ロ. 客室内への火器の持込や使用等、火災の原因となる行為はおやめください。
  - ハ. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。
  - ニ. 暖房用、炊事用の火器及び当館の貸出品以外のプレス用のアイロンその他の電化製品の使用はおやめください。
2. 保安上お守りいただきたい事項
  - イ. ご滞在中のお部屋から外出される際には施錠をご確認ください。
  - ロ. 午後11時以降の館外への外出には保安上の為、鍵をご携帯ください。
3. 貴重品、お預り品及び遺失物のお取扱いについて

- イ. 部屋に備付けの金庫は、お客様が自由にお使い頂けるように備え付けたもので、簡易なものですから、現金・貴重品については事故防止のため、その種類及び価額を明示して必ずフロントにお預けください。
  - ロ. ご滞在中の現金・貴重品等をフロントにお預けにならずに、減失、毀損等によって生じた損害については、当館において責任は一切負いかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
4. その他お守りいただきたい事項
- イ. 館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの（動物の持ち込み等）、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているもののお持込はおやめください。
  - ロ. 館内で、高声、放歌、喧騒な行為、賭博、風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑となるような言動はなさらないようお願い申し上げます。特に午後10時から深夜、早朝にかけてご注意くださいませ。
  - ハ. 館内の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご使用になることはおやめください。
  - ニ. エネルギーを大切に使うため、節電、節水に御協力の程お願い申し上げます。
  - ホ. みだりに外来者を客室に引き入れないでくださいませ。
  - ト. 上記の他、公序良俗に反する行為はおやめください。

## 第11条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金は「別表第1：宿泊料金等の内訳」にあげるところによります。
2. 料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、クーポン券、クレジットカードにより、宿泊者の到着の際又は当館が請求したとき、フロントオフィスにおいて行っていただきます。
3. 宿泊客が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## 第12条 当館の責任

1. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を明け渡した時に終わります。
2. 当館は、宿泊約款及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
3. 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅行賠償責任保険に加入しております。

## 第13条 契約した客室の提供ができない時の取り扱い

当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなった時は、天災その他の理由により、困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんしますが、当該宿泊施設での宿泊を保証するものではありません。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 第14条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品については、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持込になった物品及び現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明示のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失があった場合を除き15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

## 第15条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を合理的な範囲で求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合若しくは合理的な範囲を超えて指示をした場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前二項の場合における宿泊客の手荷物及び携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

## 第16条 駐車場の責任

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 第17条 宿泊継続の拒否

当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1)第5条第3号から第10号までに該当することとなったとき。
- (2)第10条に定める利用規則に従わなかったとき。

## 第18条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当館の施設及び什器、備品を破損又は紛失されるなどして当館が損害を被ったときは、その損害を賠償していただきます。

## ■別表第1：宿泊料金等の内訳

宿泊客が支払うべき総額

宿泊料金

(1) 基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)

税金

(1) 消費税

(2) 入湯税

1. 基本宿泊料は、宿泊プランごとに異なります。宿泊プランの料金表よりご確認ください。
2. 小人料金は小学生以下に適用し、小学生は大人料金の70%、幼児は大人料金の50%を申し受けます。

## ■別表第2：違約金申し受け規定

	1名～14名	15名～30名	31名～100名	100名～
当日	100%	100%	100%	100%
前日	100%	100%	100%	100%
2日前	50%	50%	80%	80%
3日前	30%	30%	50%	50%
4日前	30%	30%	30%	50%
5日前	-	30%	30%	30%
6日前	-	-	20%	30%
7日前	-	-	20%	30%
8日前	-	-	10%	15%
14日前	-	-	10%	15%
15日前	-	-	-	10%
30日前	-	-	-	10%

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率（取消料率）とする。
2. 連泊予約における全部取消規定について、すべての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに上記規定に基づく違約金が発生致します。
3. 連泊予約における一部宿泊日数取消規定について、一部の宿泊日を取消した場合、それぞれの取消した宿泊日ごとに上記規定に基づく違約金が発生致します。
4. 一部人員減少における取消規定について、予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわらず取消した人数に対して上記規定に基づく違約金が発生致します。

平成23年1月1日 改定  
平成26年4月1日 改定  
平成30年3月20日 改定  
令和2年7月20日 改定